

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること(大学・大学院)

(1) 教育委員会との連携・学校現場の意見聴取等

毎年1月に開催する「教育実習等連絡会議」では、連携協定を締結している教育委員会の学校教育課長・校長会代表者を通して、主に教育実習に関して成果や課題等の意見聴取を行っており、本学の教職課程運営に関わる意見聴取も併せて行っている。

「スクールパートナーシップ事業」では、教育学部教員が連携協定を締結している教育委員会及び小・中学校(特別支援学校を含む)の依頼により、教育委員会主催または学校主催の研修講師を担当する。この事業に関する派遣費用等はすべて本学が負担し、教員の研究知・実践知を教育現場で生かせるようにしている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

学校インターンシップ

(1) 学力向上指導支援活動に関して

- ①放課後、学習の遅れ気味の児童・生徒に対して個別の指導補助を行う。
- ②放課後、宿題に取り組む児童・生徒の指導助言をする。
- ③算数(数学)・国語・英語の授業中、学級担任や教科担任の指導補助として、理解の遅い児童・生徒等に付いて、個別の指導補助に当たる。
- ④児童・生徒の学習に対する悩みの相談相手となる。
- ⑤夏休みなど長期休暇中に、学習の遅れ気味の児童・生徒に個別指導補助を行う。

(2) 体育・音楽の指導支援活動に関して

- ①水泳指導の補助
- ②夏期水泳教室の泳力向上指導補助(夏休み中の水泳教室等)
- ③音楽指導補助(伴奏、発声等)

(3) 教育相談、特別支援教育指導補助に関して

- ①不登校傾向(保健室登校の児童・生徒)の児童・生徒に対する指導補助を行う。
- ②学校生活に悩みを持つ児童・生徒に対して相談相手となる。
- ③特別支援教育を必要とする児童・生徒への指導補助を行う。
 - ・授業中、該当児童・生徒に付いて、個別の指導支援を行う。
 - ・学校生活の中での生活支援を行う。

(4) 行事指導支援活動に関して

- ①遠足、運動会等の学校行事、児童会行事、社会見学、生活科校外学習、野外学習等の学年行事の指導補助を行う(引率指導補助、活動中の指導補助等)。

(5) その他

- ①預かり保育の幼児の世話をする。
- ②休み時間や放課後の遊び指導補助を行う。
- ③部活動の指導補助を行う。

(3) 教職指導の状況

教職課程の履修については、入学時に配付する学生要覧・前後期別に毎年配付する時間割表を用いて、前期並びに後期に学部学年ごとで事務局の専門部署によるオリエンテーションを実施。教職課程課及び教務課のオリエンテーションでは主に履修指導を行っている。また、学部ごとに作成している学生要覧には科目の開講時期、卒業するために必要な卒業要件の単位・科目、それぞれの学部で取得可能な各免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」等、「大学が独自に設定する科目」についてそれぞれ記載しており、単位修得状況を確認することができる。

教育実習については、教育実習課を中心に事務を担当し、オリエンテーションにて説明・連絡・指導を行っているが、学生要覧に実施学年・期間・履修要件が教育実習校種別に記載され、教育実習に参加するために最低限どの科目を修得する必要があるのかを一覧表で確認することができる。

教員就職を目指す学生に対して、教職支援課がオリエンテーションを実施し、就職状況の説明、心構え、講座等の説明などを学年別に前後期1回実施している。

教職支援課独自の事業として①筆記対策（3年前期後期・4年前期）②論作文対策（年2回本学教員による添削指導）③面接等対策（集団面接対策、個人面接対策）④教員養成講座（年間を通して教師としてのあり方全般）⑤願書指導⑥各県説明会（岐阜県、愛知県、名古屋市等）などを実施している。

教職教育センター運営委員会を筆頭とした教務・実習・就職の全学委員会・各学部委員会所属教員との連携を図り、事務局としての支援と教員による指導と相互補完に努めている。

また、学生に対しては全体のオリエンテーションで説明するだけでなく、指導教員や各課でも個々で相談することが可能で、きめ細かい指導を行っている。